

第3次飯塚市総合計画策定に関する全員協議会（第1回及び第2回）における意見及び事務局対応（案）一覧

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応（案）	左記の対応の理由
1	序論	全般	計画策定にあたっての視点について	「誰一人取り残さない」という視点で記述する必要がある。	記載済	序論・基本構想P.17「(2)人権課題への対応と価値観の多様化」において「年齢や性別、障がいの有無、国籍などにとらわれることなく、個人の能力や個性を発揮できる地域社会の実現」を掲げております。このことが、「誰一人取り残さない」という視点に通ずるものと考えております。
2		全般	計画策定にあたっての視点について	「公的な役割を大事にする」ということを記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	「公的な役割を大事にする」という具体的文言はありませんが市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が協力・連携し、本市の「未来」を共に育んでいくことが必要であるため、都市目標像の副題を「幸せと未来を共に育む いいつか」といたしております。行政の公的な役割だけでなく、市民、各種団体、NPO、事業者等との協力・連携を大事にしたいと考えております。
3		全般	計画策定にあたっての視点について	総合計画を策定するにあたっては、市民の意見を聴くことが大切。 ・令和6年度の意見を使用している高校生・大学生年代からの改めでの意見募集 ・各種団体等への意見募集に関し、丁寧な案内 ・市民意識調査の回答は、年代が偏っていることから、現役世代(特に少ない30代)の意見をもらえるようにした方がよい ・市民意見募集及び市民懇談会において意見が出やすいような手法 ・全員協議会や市民懇談会の動画配信	総合計画において記載いたします。	令和8年1月に開催した市民ワークショップでは、平日開催より土曜日開催の方が、若い世代の参加が多かったことから、7月から8月に開催する市民懇談会についても、平日開催に加え、土曜日の日中に開催することとしております。また、市民意見募集においては、高校生、大学生からの意見を聴取するため、市内の高校、大学に対し通知を行い、幅広い年代からの意見募集を行うことといたしました。市民懇談会の動画配信については予定しておりませんが、「第3次飯塚市総合計画策定に関する全員協議会」で出された意見等については、「飯塚市総合計画審議会」に資料として提出するとともに、市ホームページにおいて公表しております。
4		全般	計画策定にあたっての視点について	総合計画は変化への対応力(柔軟性)の確保が大切である。	記載済	序論・基本構想P.5「基本計画」にあるとおり、基本計画については、必要に応じて見直しを行うこととしております。
5		全般	計画策定にあたっての視点について	第2次総合計画の目標に対する成果について、達成あるいは未達成の要因を整理し、教訓として残す必要がある。	記載済	第2次飯塚市総合計画における目標達成状況については、令和6年度末の状況ではありますが、「第3次飯塚市総合計画 策定経過報告」において整理をしております。当該総合計画は、2026(令和8)年度までの期間となっておりますので、今後も目標達成状況について整理等を行ってまいります。
6		全般	福岡における飯塚の役割について	飯塚市が福岡県においてどのような役割を担うのかを整理し、記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	本計画をもとに様々な取組を行い、本市を更に発展させ、筑豊の中心都市として新たな価値を創造し、また、福岡県全体の今後のビジョンが明確化されていく段階で、本市の強みを生かして、本市の担うべき役割を明確化していければと考えます。
7		7頁	「1.飯塚市の特性」について	「(2)自然的特性」に現在の気候変動のことについて、記述する必要がある。	総合計画において記載いたします。	7頁「1.飯塚市の特性 (2)自然的特性」へ気候変動及び災害に関する特性を追加記入いたします。 追記文書 なお、特に近年、気候変動の影響により全国的に風水害の頻発化や激甚化が進んでおり、山間部と市街地が混在する地形特性をもつ本市は浸水害や土砂災害のリスクを抱えています。また、市西部を縦断する西山断層帯による震災についてもリスクがあります。
8		8頁		「(4)社会的特性」「③九州2大都市圏との良好なアクセス」に久留米圏域について、記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	大都市圏に近いことは人や企業を呼び込む好材料となる社会的特性となりえ、しかも、その大都市圏が、九州で1番目の福岡都市圏、九州で2番目の北九州都市圏であることから、九州2大都市圏の記載としております。
9		8頁		「(4)社会的特性」の後に、「災害に関する特性」を設け、「風水害、地震、原子力災害」について記述する必要がある。	総合計画において記載いたします。	7頁「1.飯塚市の特性 (2)自然的特性」へ気候変動及び震災に関する特性を追加いたします。 ※他項目の影響を考慮し、新たな項目は追加いたしません。
10		12頁		「(6)産業構造」の後に、「正規労働者、非正規労働者」についての資料及び「最低賃金」の動向などについて記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	「正規労働者、非正規労働者」についても必要な視点と考えるが、総務省が実施している労働力調査は全国・県単位の調査で市町村単位の資料がないことと「最低賃金」については県単位で決定されているため記載いたしません。
11		12頁		「(6)産業構造」において、農業における今後10年間の変化について資料の提示とともに記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	市民が消費する食料に対して、市内で生産される食料がどの程度に相当するかを示す参考指標を「食料自給率」として考えた場合、「食料自給率」は国や都道府県単位において農林水産省が公表しておりますが、全市町村別の公式統計データは存在しておらず、市独自による10年後の推計が困難であるため、総合計画には記載いたしません。

第3次飯塚市総合計画策定に関する全員協議会（第1回及び第2回）における意見及び事務局対応（案）一覧

No	掲載箇所		項目	概要	事務局対応（案）	左記の対応の理由
12	序論	12頁	「1.飯塚市の特性」について	「(6)産業構造」において、自営業の推移に関する資料の提示とともに記述が必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	「自営業の推移」について総務省が実施する個人企業経済調査が全国・県単位の調査となっており、市町村単位での資料はないため、総合計画には記載いたしません。
13		14頁		「(7)財政の状況と財政見通し」「②財政見通し」において、「～受益者負担の見直し」には、「住民の理解、共感の得られる見直し」という文言が必要である。	個別の事業実施において検討いたします。	受益者負担の見直しにつきましては、「行政経営戦略推進ビジョン（Ⅱ これからの行政経営の方向性）」において財政改革を掲げており、公正・公平な原則に基づき適正化に取り組むこととしております。本計画書における記載内容につきましては原案のとおりとさせていただきますが、実際の見直しの過程におきましては、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、丁寧な説明を尽くしてまいります。
14		15頁	「2.社会潮流の変化」について	これまでを振り返り、緊急時に、柔軟な対応をするという教訓を引き出す必要がある。	記載済	序論・基本構想P.5「基本計画」にあるとおり、必要に応じて見直しを行うこととしております。
15		18頁	「3.計画策定のための市民意識調査」について	「(2)飯塚市の住みやすさ」について、地域ごとの分析が必要である。	個別の事業実施において検討いたします。	12地域ごとの分析結果については「令和7年度 飯塚市民意識調査報告書」として市ホームページで公表しております。今後、基本計画に基づき事務事業を実施の際は、各地域ごとの課題に対応した事業を検討してまいります。
16	基本構想	28頁	「基本的人権の尊重」について	「憲法第13条 個人の尊重、幸福権の追求」という視点を盛り込む必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	憲法第13条の規定は、自治体として、当然、遵守すべきものでございます。一方、総合計画は、その前提に立った上で、本市独自の地域課題にどう具体的に対応するかを定めるものでございますので、ご理解をお願いいたします。
17				「平和主義」、「日本国憲法前文及び第2章第9条の1」について記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	憲法の規定は、自治体として、当然、遵守すべきものでございます。一方、総合計画は、その前提に立った上で、本市独自の地域課題にどう具体的に対応するかを定めるものでございますので、ご理解をお願いいたします。
18		28頁	「住民サービス」という表記について	「公共サービス」と記載する必要がある。	総合計画において記載いたします。	ご意見を頂戴し、改めて整理しましたが、「一人一人の住民(市民)に直接届けるサービスの質を高めたい」という意図がありますことから、「住民サービス」と表現しております。なお、「住民サービス」という表記については、巻末の用語集に記載し、本計画での意図をご理解いただけるよう努めます。
19		28頁	まちづくりの基本理念について	新たに「多文化共生のまちづくり」という視点が必要である。	個別の事業実施において検討いたします。	本市では多文化共生の地域づくりについては、総合計画だけでなく個別計画も策定し、既に具体的な取組を実施しています。現在の基本理念にも、既にご指摘の視点は含まれていることから、より具体的な施策の一つとして「多文化共生の推進」を位置付け、事業を実施してまいります。
20		31頁	「目標人口」について	国勢調査に基づく推計値を基に、目標人口を設定しているが、住民基本台帳の基づく人口により、目標人口を設定する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	国勢調査人口をベースに目標人口を設定しておりますのは、 ・将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が提供する推計モデルを基礎としており、全国一律の基準である国勢調査人口を用いることで、他自治体との比較が可能となります。 ・国勢調査は実際にその地で生活している「実態人口」を把握するもので、行政需要（インフラ整備や福祉サービス）を検討する上で、より精度が高いデータとして国勢調査を優先しております。 ・国勢調査は5年に1度ではありますが基幹統計であり、長期的な人口動向を分析する上で、信頼性の高いデータソースとして、地方自治体の計画策定において標準的に採用されております。 一方、住民基本台帳ベースの有用性については、 ・毎月更新されるため、直近の転出入の傾向や地域ごとの人口動態を把握する上では有用でございます。 ・将来人口の「目標値」は国勢調査ベースで全体像を管理しつつ、住民基本台帳データを活用することにより、実態に即した事業実施が可能と考えております。 以上のことから、第3次総合計画においては、統計の継続性と精度が担保される国勢調査ベースで推計された人口での管理することを考えております。 しかし、計画の運用段階や施策の実施・評価においては、住民基本台帳データを併用し、目的に合わせ、より実態に近いと思われる人口値を使用する運用を行ってまいりたいと考えております。
21	基本計画	全般	「目標達成指標」について	活動指標ではなく、総合計画に掲げる目標を達成するための指標（目標達成指標）をきちんと設定する必要がある。	記載済	指標の設定にあたっては、原則、「客観的な成果」を表す指標であることとして、成果・効果を捉えたアウトカム指標であることや達成状況が判定可能な指標であること等に留意して設定しております。

第3次飯塚市総合計画策定に関する全員協議会（第1回及び第2回）における意見及び事務局対応（案）一覧

No	掲載箇所	項目	概要	事務局対応(案)	左記の対応の理由	
22	基本計画 体系図	—	政策分野「健幸・福祉」について	「福祉」というのは大きいくりであり整理する必要がある。	記載済	「健康・福祉」直下の基本計画で、高齢者分野(高齢者が安心して暮らせるまちづくり)、障がい者分野(障がい者福祉の充実)、地域福祉分野(安心して暮らせる地域づくり)で整理しており、これに基づいて施策を実施するためでございます。
23		—	政策分野「子育て」について	「子育て」を「子育て・こども・若者」のようなこども主体ということがわかるようにする必要がある。	記載済	意見を踏まえ、こどもも主体であるという視点に基づき変更いたしました。 【「こども子育て」に変更済】
24		—	政策分野「地域経済」について 所得の向上について	収入・所得について整理し、記述する必要がある。	一部記載済	収入・所得は地域経済施策の結果として表れる成果であり、基本計画第5章地域経済で意図は明示しておりますこと、また、景気動向に左右される要素が大きいと思われることから、記載いたしません。 なお、農業者の所得向上については、第5章5-1「農林業の振興」において、基本事業に記載済みでございます。
25		—	施策の柱4 「情報化社会への適切な対応と情報発信の充実」について	住民自治の基本的な精神として「情報公開」について整理し、記述する必要がある。	記載済	住民自治は、情報公開だけにかかわるものでなく、市民参画や協働を含め、総合計画全体を貫く基本的な考え方であると認識している。情報公開については、その重要性を踏まえつつ、「情報化社会への適切な対応と、情報発信の充実」の中で、市民との情報共有を推進する取り組みとしての位置づけで考えております。
26		—	施策の柱5 「効果的・効率的な行政経営の推進」について	「DX」という観点と「デジタルイゼーション」の二つは必ず分けて記述する必要がある。	個別の事業実施において検討いたします。	「DX」や「デジタルイゼーション」は、様々な行政サービスにおいて必須であるため、特定の章に分けて記載はいたしません。 「DX」関連は進展が著しいことから、総合計画ではなく、個別計画で進捗管理することで計画の見直しや修正、追加等、柔軟な対応がしやすくなると考えております。
27				「広域行政」について整理し、記述する必要がある。	記載済	2-1「効果的・効率的な行政経営の推進」の施策を実現するための基本事業「④広域行政の充実」と位置付け、記載を行っております。
28		—	施策の柱12・13 「子育て支援の推進」と「安心して産み育てやすい環境づくり」について	「子育て支援の推進」と「安心して産み育てやすい環境づくり」の違いを整理し、記述する必要がある。	総合計画において記載いたします。	4-2「安心して産み育てやすい環境づくり」を「就学前教育・保育の充実」に変更し、4-3の目標達成指標「保幼小連携のためのアプローチカリキュラムの作成施設数」を4-2への移動に伴い、施策を実現するための基本事業に「幼児期の終わりまでに育った力が小学校での学びにつながるよう、連続性をもった取組」について、追加いたします。
29		—	施策の柱14 「こども・若者の健全育成」について	「健全育成」について、こどもが主体となる、こどもを支援する環境づくりをするといった内容を整理し、記述する必要がある。	記載済	意見を踏まえ、健全育成についてこどもも含めた社会全体で対応するという視点に基づき、記述を変更しました。 【「こども・若者が健やかに成長する環境づくり」に変更済】
30		—	施策の柱21 「人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」について	基本計画 第1章 人権・市民参画の「人権尊重のまちづくりの推進」と「人権を尊重する～」の違いを整理し、記述する必要がある。	記載済	第1章 1-1「人権尊重のまちづくりの推進」は、市全体の「基盤・理念」としての包括的な人権施策であり、第6章 6-1「人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」は「教育・文化」という特定の分野における具体的な人権教育として整理しております。
31		—	施策の柱21 「人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」について	基本計画 第6章 教育・文化の「スポーツの振興」と「～健やかな体を育む～」の違いを整理し、記述する必要がある。	記載済	第6章 6-1は、「学校教育という枠組みの中での成長」に主眼があり、「児童生徒」を対象とし、「教育の一環としての心身の育成」として整理している。第6章 6-4は「生涯にわたるライフスタイルとしてのスポーツ」に主眼があり、「こどもから高齢者までの幅広い世代」を対象とし、「自発的にスポーツを楽しむ環境の提供」として整理しております。
32	—	施策の柱28 「災害・減災対策の充実」について	大震災、地震の問題について整理し、記述する必要がある。	記載済	第7章 7-1 現状と課題にて、 「市西部を縦断する西山断層帯による直下型地震が起きた際の最大震度は7と推定されるなど震災についても大きなリスクを抱えています。」を記載済みでございます。	